

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
中小企業経営労務研究所  
横浜市青葉区美しが丘2-28-5  
TEL: 045-902-0199 FAX: 045-902-0374  
http://www.chukeirou.com/

## CONTENTS

page	
1	平成 24 年度の労働相談件数 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が最多
2	<b>特集</b> 退職した社員に顧客を持って行かれた… <b>退職後の秘密漏洩、競業行為を防ぐには</b>
4	<b>TOPICS</b> ●産休中の社会保険料免除、来年4月1日スタート ●パート・アルバイト時給調査 三大都市圏の4月度平均時給は前年比+2円
5	すっきりわかる。健康保険 失業給付を受給している妻を扶養に入れることはできる？
6	人事労務の法律ミニ教室 期間満了による雇止めが認められないのはどんなとき？
7	助成金を活用しましょう 非正規労働者のキャリアアップに 「キャリアアップ助成金」が創設されました
8	コーチング入門 何を質問すればいいのかわからない
8	労務ひとこと 課長の50%は仕事の半分以上が「プレイヤー業務」

## 平成24年度の労働相談件数 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が最多

厚生労働省は平成24年度の個別労働紛争解決制度施行状況を公表しました。パワーハラスメントにあたる「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が毎年増加しており、今回初めて「解雇」に関する相談件数を上回りました。

\* \* \* \* \*

全体の労働相談件数は約106万7千件で、そのうち「民事上の個別労働紛争」の相談件数は約25万5千件と、前年度と比べてほぼ横ばいでした。

民事上の個別労働紛争とは、労働条件などに関する労働者と企業のトラブルで、明らかな法令違反を除いたものです。例えば、賃金の不払いは法令違反ですが、賃下げなどのトラブルは民事上の紛争となります。

民事上の紛争に関する相談の中で多

かったのが「いじめ・嫌がらせ」に関するもので、これまで最多だった「解雇」を抜いてトップになりました（グラフ参照）。パワハラ認識が広まったことにより、人間関係に悩んで制度を活用する人が増えたためと見られています。

明らかな法令違反については行政指導がおこなわれますが、民事上の紛争については、解決のための援助として都道府県労働局長による「助言・指導」または紛争調整委員会による「あっせん」を求めることができます。

厚生労働省は、いじめ・嫌がらせに関する「助言・指導」「あっせん」の事例として次のようなものを公表しています。

**概要** 業務のことで店長にバカ呼ばわりされ、大声で叱責された。頭をたたかれ、謝罪を求めても応じない。

▶ 事業主に対し、事実確認の上、就労環境の改善について当事者も交えて話し合うよう助言した結果、店長から謝罪があり、今後暴言・暴力をおこなわないと誓約した。

**概要** 上司からの継続的な暴言・差別等により体調を崩し退職せざるを得なくなった。50万円の慰謝料を求めて「あっせん」を申請。

▶ あっせん委員の調整により双方が歩み寄り、20万円の解決金で合意。

